

○ 生徒会会則

第1章 総 則

第1条 本会は鹿児島県立喜界高等学校生徒会と称し本校のすべての生徒をもって組織する。

第2条 本会は会員相互の協力により明朗・健全なる学校生活の建設に寄与するとともに、それを通して自主的協同的生活態度の確立を期し、将来よりよき社会人たる教養を身につけることを目的とする。

第3条 本会の運営は本会則及び別に定める諸規定による。

第4条 本会は学校長の承認のもとに、顧問教師若干名を置き、各顧問は本会の活動に助言を与えることができる。

第5条 本会におけるすべての決定事項は学校長の承認のもとに実施される。

第2章 機 関

第6条 本会に下の機関を設ける。

- (1) 生徒総会
- (2) 中央委員会
- (3) 執行委員会
- (4) ホームルーム会
- (5) 部部長会
- (6) 週番委員会

第1節 生徒総会

第7条 生徒総会は本会の最高決議機関として次の事項を行う。

- (1) 会則及び規定の制定並びに改廃の承認
- (2) 予算の決議並びに決算の承認
- (3) 会務の報告
- (4) 中央委員会の必要と認めた事項の質疑
- (5) 生徒会行事の連絡
- (6) 部の新設並びに改廃の承認
- (7) その他重要事項の審議決定

第8条 生徒総会は年1回以上定期総会を開くほか、会員の3分の1以上の要請があった場合、生徒会長が臨時にこれを招集する。

第9条 生徒総会は会員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は出席者の多数決でこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第10条 生徒総会に議長・副議長を置く。ただし、立候補者がいない場合は、常任議長（中央委員会の議長・副議長）とする。

第11条 生徒総会の召集は3日前までに議題を明記して提示しなければならない。ただし緊急の場合はこの限りではない。

第2節 中央委員会

第12条 中央委員会は各ホームルームの総務・副総務と生徒会執行部、各専門委員長・副委員長をもって組織し、生徒総会に次ぐ決議機関として次の事項を行う。

- (1) 執行委員会から提出された議案の審議
- (2) 専門委員会から提出された議案の審議
- (3) 部の新設並びに改廃の審議
- (4) 予算案・決議案の審議
- (5) 各ホームルームへの連絡事項の確認
- (6) 各ホームルームからの要望等の審議
- (7) その他生徒会活動に関する議案の審議

第13条 中央委員会の3分の1以上の要請があった場合及び執行委員が必要と認めた場合は生徒会長がこれを臨時召集する。

第14条 中央委員会は委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決は多数決による。

第15条 中央委員会に議長・副議長を置き、委員の互選によりこれを選出し、常任議長とする。任期は中央委員の任期とする。

第16条 議長・副議長がその任務に適格でない場合、不信任案を提出することができる。不信任案は委員の3分の1以上の要求のもとに3分の2以上の承認によって成立する。不信任案成立の場合の選出は前条に準ずる。ただし任期は前任者の残任期間とする。

第3節 執行委員会

第17条 執行委員会は生徒会本部役員及び学校専門委員会の委員長・副委員長をもって組織し、本会の執行機関として次の事項を行う。

- (1) 決議機関から与えられた事項の執行
- (2) 生徒総会・中央委員会に提出する議案の作成
- (3) 生徒会行事の検討
- (4) 諸規定の制定並びに改廃の原案の作成
- (5) その他生徒会の全般的活動についての企画立案
- (6) 緊急必要事項の処理

上記の各項は中央委員会において承認を得なければならない。

第18条 執行委員会に下記の委員会を置く。

風紀交通委員会 保健委員会 図書委員会 文化放送委員会
体育委員会 LHR委員会

第19条 専門委員会は次の事項を行う。

- (1) 風紀交通委員会は、各ホームルーム風紀委員により組織し、校内及び校外における風紀服装に関する事項を処理する。又、交通関係は、交通安全クラブに準じて活動する。
- (2) 保健委員会は、各ホームルーム保健委員により組織し、生徒の保健衛生に関する事項を処理する。又、美化関係は、校舎内外の美化清掃、整備及びその他の学校美化に関する事項を処理する。
- (3) 図書委員会は、各ホームルーム図書委員により組織し、図書室に関する事項を処理する。
- (4) 文化放送委員会は、各ホームルームの文化放送委員及び文化放送関係各部の部長により組織し、各部の統制を図り、会員の文化活動と放送活動に関する事項を処理する。
- (5) 体育委員会は、各ホームルーム体育委員及び体育関係各部の部長により組織し、各部の統制を図り、会員の体育活動に関する事項を処理する。
- (6) LHR委員会は、各ホームルーム総務副総務により組織し、各学校専門委員会と連絡をとり、LHR活動を円滑にし、充実させる。

第20条 生徒会本部役員の任務は次の通りである。

- (1) 生徒会長は、生徒会で行う一切の会務及び事業の執行を管理する。
- (2) 副会長・書記局長はあらゆる場合に生徒会長を補佐する。
- (3) 書記は、生徒会における庶務関係一切を行い、議事録の作成保管に当たる。
- (4) 会計は、生徒会会計事務を行う。

第21条 執行委員会は専門委員会の後に1回開くことを原則とする。ただし、生徒会長が必要と認めた場合は、随時招集することができる。

第22条 生徒会本部役員は、本会の各種会合に出席し、必要ある場合には発言権を有する。ただし表決権はない。

第23条 学校専門委員会は中央委員会の後に1回開くことを原則とする。ただし、必要に応じて生徒会長及び委員長が臨時招集する。

第24条 学校専門委員会は委員の互選により、委員長1名、副委員長1名を選出しなければならない。

第4節 ホームルーム会

第25条 ホームルーム会は生徒会運営の基盤であってホームルーム全員をもって組織し、次の事項を行う。

- (1) 上部機関に提出する議案の作成及び上部機関より下ろされた議案企画等の検討
- (2) 生徒会で企画決定された活動事項の推進執行
- (3) 学級活動の企画運営
- (4) その他

第5節 部

第26条 会員の個性を発展させるために下記の部・同好会を設ける。

- (1) 文化系部
 - ① 吹奏楽部
 - ② コンピュータ部
 - ③ 美術部
- (2) 体育系部
 - ① サッカー部
 - ② 野球部
 - ③ ソフトテニス部
 - ④ バスケットボール部
 - ⑤ バレーボール部
 - ⑥ 弓道部
 - ⑦ バドミントン部
 - ⑧ 陸上同好会

第27条 会員はいずれかの部に属することを推奨する。

第28条 部に部長・副部長・会計を置く。

第29条 各々は顧問の承認を得て、部費を徴収することができる。

第30条 同好会設立及び部の昇格については別に規定を設ける。

第6節 週 番

第31条 週番委員会については別に規定を設ける。

第3章 会 計

第32条 本会の運営は生徒会費及びその他の収入による。

第33条 本会の会計年度は4月1日に始まり3月31日に終わる。

第34条 会計については別に規定を設ける。

第35条 会計監査委員と学校の指名する教師2名は、生徒会会計の提出する会計書の監査をし、監査の結果を生徒総会で報告する。

第4章 選 挙

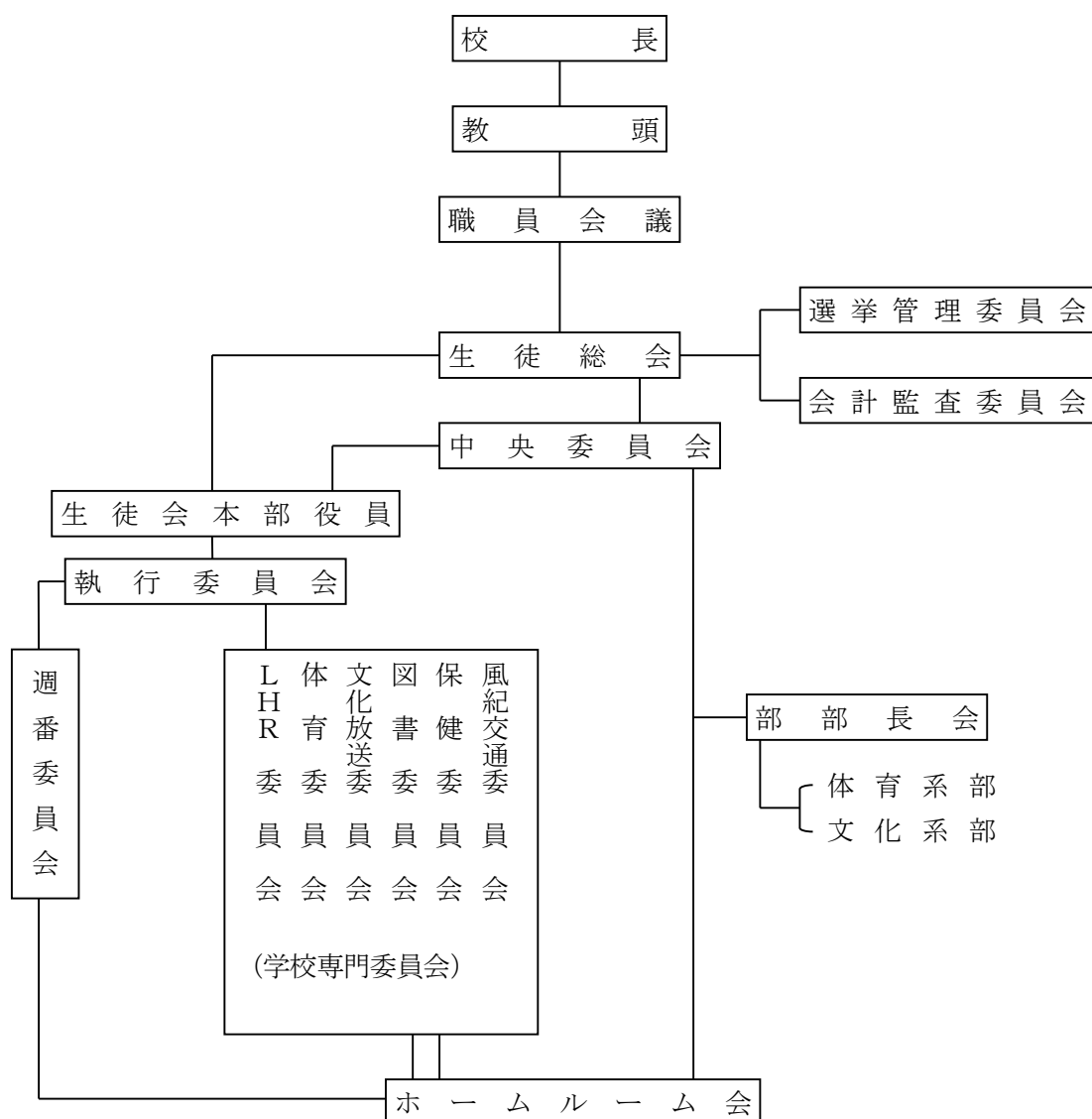
第36条 生徒会本部役員、委員及びその他の役員の選出選挙管理については別に規定を設ける。

第5章 会則・規定の改廃

第37条 会則の改正は、本部役員会が必要と認めた場合、または、会員の4分の1以上の署名による請求があった場合、生徒総会で3分の2以上の賛成を得た後行われる。ただし部の新設、改廃は第12条の規定に準ずる。

第38条 規定の改正は本部役員が必要と認めた場合、または会員の4分の1以上の署名による要請があった場合、中央委員会で3分の2以上の賛成を得た後に行われる。

生徒会機構図



○ 同好会設立、部昇格規定

第1条 本規定は生徒会会則第3条及び第30条に基づきこれを定める。

第2条 同好会の設立は、同好会の会長が部部長会に提案し、中央委員会及び生徒総会の承認を受け、学校長の許可を得なければならない。審議は次の事項にわたる。

- (1) 顧問教師
- (2) 会員及び会長
- (3) 活動内容及び活動時間・場所
- (4) 運営費
- (5) その他同好会活動に必要な事項

- 第3条 1 同好会の部昇格については、同好会の会長が部部長会に提案し、中央委員会及び生徒総会の承認を受け、学校長の許可を得なければならない。
- (1) 顧問教師
 - (2) 部員及び部長
 - (3) 同好会発足後2年間の活動内容
 - (4) 予算
 - (5) 部室及び活動場所
 - (6) その他活動に必要な事項
- 2 正式な部活動は学校長の許可を受けた年度の新人大会から行うものとする。
- 3 同好会の部昇格に関する審議及び承認は生徒総会で行うものとする。
- 第4条 部員数が試合可能最低人数の2分の1未満かつ2名以下になった部は、その後部員数の増加がない場合、翌年は休部、その次の年度には廃部とする。
- 第5条 1 新入生は、4月いっぱい仮入部とし、5月から正式登録とする。
- 2 各部・同好会は、活動日誌を必ずつけ、活動状況を明らかにしておく。(部昇格の際の参考にする。)

○ 週番委員会規定

- 第1条 本規定は生徒会会則第3条及び第31条に基づきこれを定める。
- 第2条 本会は学校及び生徒会で決定された事項の浸透を促進するとともに、風紀の維持及び校内環境の整備にあたることを目的とする。
- 第3条 本会は各ホームルーム週番2名及び執行委員会の代表2名をもって組織する。
- 第4条 本会に正副週番長各1名を置く。正・副週番長は執行委員会の代表が行う。
- 第5条 本会は毎週末に開くことを原則とし、必要に応じて週番長が招集する。金曜日にはその週と次の週の週番が集合する。
- 第6条 本会は毎週その週の反省と次の週の努力目標・注意事項を決め、連絡事項を徹底し、それらの推進に努力する。
- 第7条 本会は職員週番と絶えず連絡を保たなければならない。
- 第8条 生徒週番の主な任務は次の通りである。
- (1) 校内、教室内の整理整頓
 - (2) 校内の風紀・規律等の点検活動
 - (3) 放課後の校内巡視、生徒の下校状況、教室の戸締りの確認、清掃状況、整理整頓の点検活動
 - (4) 遺失物・拾得物の処理
 - (5) 週番日誌の記録

具体的週番活動（学級週番）

週番活動の徹底・清掃作業の徹底など

□ 活動内容

- 1 教室や校内の整理整頓（学習する環境作り）
- 2 節電
- 3 学級日誌の記録（日々の記録の積み重ね）

□ 活動のしかた

- 1 朝のS H Rまでに学級日誌を受け取る。
- 2 教室の換気をし、教室内の整理整頓をする。
- 3 授業終了後は、教室の黒板消し、換気をし、移動教室の時は、消灯をする。
- 4 終礼後は、戸締り整理整頓をする。
- 5 遺失物・拾得物があった場合は週番の先生に届ける。
- 6 放課後は教室の整理整頓と戸締まりをし、出入口のドアを施錠する。
- 7 日誌に必要事項を記録して、担任に届けて点検を受けてから下校する。
- 8 週番委員会に参加して注意事項を検討する。
- 9 注意事項を終礼で連絡し、黒板に記入する。

○ 生徒会会計規定

第1条 本規定は生徒会会則第3条及び第34条に基づきこれを定める。

第2条 本会の会員は定められた会費を納入する義務を有する。会費の納入は毎月とし、授業料と同時に納入しなければならない。

第3条 会費の額は生徒会会則第7条第2項により生徒総会の議決を経て決定される。ただし実施は生徒会会則第4条による。

第4条 本会の予算は、生徒会本部役員において原案を作成し、中央委員会の審議を経て、生徒総会の承認を得た後成立する。予算原案の作成に当たっては予算要求を提出させこれを考慮する。

第5条 経費の支出の際には、次の手順で承認を得なければならない。

(1) 部活動及び団体

顧問 → 生徒会会計係 → 事務長

(2) ホームルーム

担任 → 生徒会会計係 → 事務長

第6条 生徒会会計は、生徒総会に会計に関する書類などを整理し、会計監査委員会に提出して監査を受け、その年度の収入状況及び内訳等を詳細に、全会員に報告しなければならない。

第7条 会計監査委員会は、生徒総会1週間前に、学校の指定した職員2名と生徒の代表2名をもって組織する。

○ 各種役員選出規定

第1条 本規定は生徒会会則第3条及び第36条に基づきこれを定める。

第2条 生徒会本部役員は下記の定数を置き、生徒会員の直接無記名投票により、上位2年生4名、1年生2名が選出される。

会 長	1名
副 会 長	2名
書記局長	1名
書 記	1名
会 計	1名

第3条 ホームルーム役員の選出は下の通りである。

- (1) 総務を1名、副総務を2名選出する。なお、総務・副総務は中央委員及びLHR委員を兼ねる。
- (2) 各クラスの生徒は全て、風紀交通・保健・図書・文化放送・体育・LHRの各専門委員会に属するものとする。なお、各専門委員会は、委員の中から委員長・副委員長を選ぶ。

第4条 部役員は各部において選出される。

第5条 選出期間

- (1) 生徒会本部役員の選出は7月上旬に行う。ただし欠員者の後任においてはこの限りではない。
- (2) ホームルーム委員の選出は本部役員の選出後に行う。ただし欠員者の後任についてはこの限りではない。

第6条 任 期

- (1) 生徒会本部役員

9月1日～翌年8月31日、ただし、リコール制を認める。リコールは会員の3分の1以上が、会長のリコール希望の連署捺印した場合、選挙管理委員会が可否の投票を実施し、否とするものが過半数の場合は改選を行う。なお欠員ができた場合は、後任者の任期は前任者の残余期間とする。

- (2) ホームルーム役員

前期 4月1日～10月31日

後期 11月1日～3月31日

ただし、欠員ができた場合の後任者の任期は前任者の残余期間とする。

第7条 再 選

生徒会本部役員及び専門委員会の委員は再選することができる。

○ 選挙に関する規定

第1条 生徒会会則第3条及び第36条に基づき選挙管理委員会を設け、生徒会本部役員の選挙に関する事項を行う。

第2条 選挙管理委員会はホームルームより選出された1名の委員をもって構成する。

第3条 選挙管理委員会に委員長・副委員長・書記各1名を置き、委員の互選によってこれを選出する。

第4条 生徒会本部役員及び立候補者は選挙管理委員となることはできない。

第5条 選挙管理委員会の任務は次の通りである。

- (1) 選挙に関する告示
- (2) ポスター用紙及び投票用紙の準備
- (3) 開票及び結果の発表
- (4) 当選の認証
- (5) その他選挙に関する一切の事務

第6条 選挙管理委員会は生徒会本部役員の認証まで担当し、選挙に関する一切の事務が完了すると同時に自動的に解散する。

第7条 立候補者は最低各ホームルーム2名ずつ推薦することを原則とし、自由立候補も認める。立候補届けは選挙期日前7日まで受け付ける。

第8条 選挙運動

- 1 ポスター用紙は各立候補者について5枚以内とする。
- 2 黒板あるいはこれに類するものは使用してはならない。
- 3 立会演説会における応援弁士は立候補者1名につき1名を原則とする。

第9条 本校の生徒会員はすべて選挙権及び被選挙権を有する。

第10条 投票は直接無記名投票とし、立候補者の中より各学年1名を選び、指定欄に○を記入する。ただし、次の場合は無効とする。

- (1) 規定の用紙を用いないもの。
- (2) 指定欄以外に○を記入したもの。
- (3) 指定以上に○を記入したもの。
- (4) ○以外の印を記入したもの。

第11条 開票は即日開票を原則とする。

第12条 開票及び投票の際に、立候補者の指名した立会人を1名おくことができる。

第13条 選挙に関する異議申し立ては開票後2日以内とする。